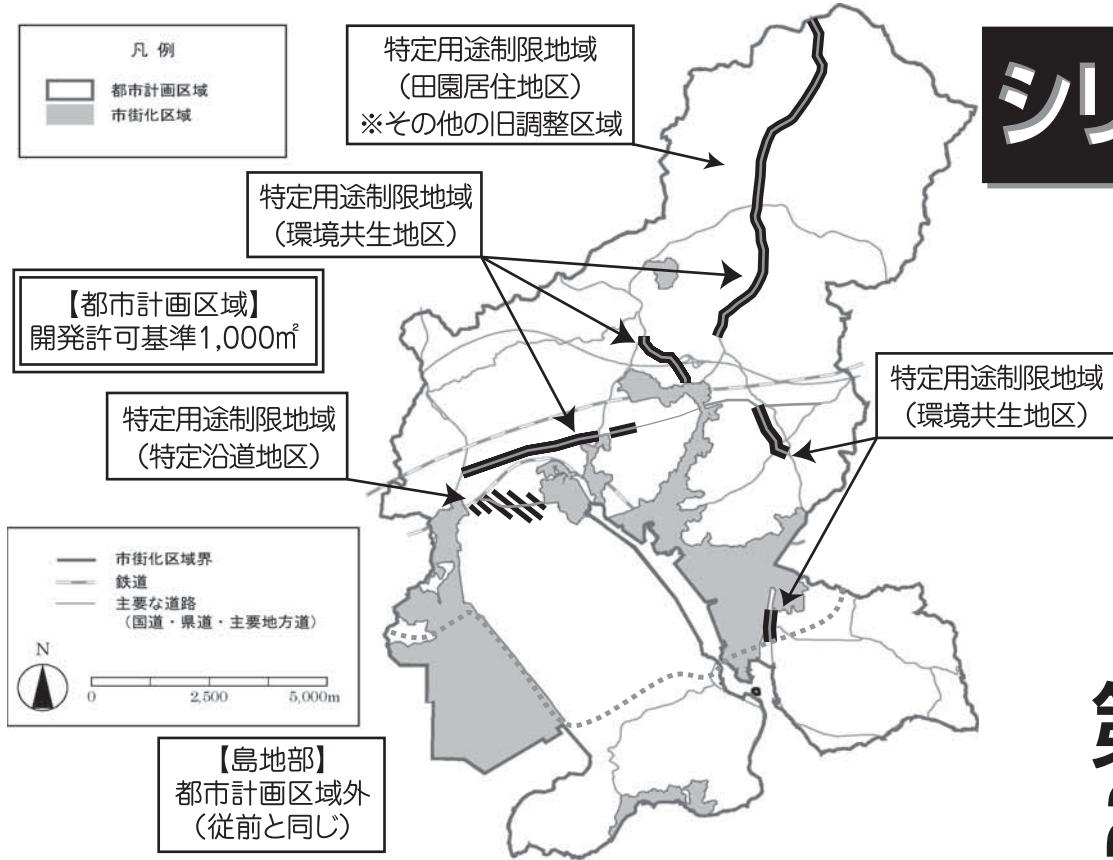


シリーズ

線引きを考える

第2回



用途地域
の継続

特定用途制限地域
の導入

開発許可対象面積
の引き下げ

新しい笠岡の都市計画(案) ～線引き廃止と 代替方策について～

市では、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、区域区分制度（線引き）の必要性について検討を重ねた結果、「線引きを引き続き定める必要性は極めて低く、メリハリのある、より緩やかな代替方策により土地利用を誘導することが、市の振興を図るうえで有効である」との結論に至りました。（先月号参照）

今月は、線引きを廃止する場合に設定する、代替方策案について説明します。

農村部では、住居系を中心とした土地利用規制の緩和を行います。また、現在の市街化区域は、これまで築いてきた市街地環境を保つために、用途地域を継続します。

これまでの市街化調整区域の一律化で段階的な規制を行います。

だれもが住みたい、
住み続けたいまちづくり



農村部においては、田園環境を損なうような工場や遊戯施設の立地は抑制します。

大規模な開発行為（千m以上）については許可制とし、排水や防災面のチェック機能を高めます。

また、干拓地などの農地、保安林、御嶽山などの自然公園は、関連法令によりこれまでどおり、守っていきます。

恵まれた自然や
豊かな農地の保全と調和

農村部では、幹線道路沿いなどに、中規模な店舗など、集落生活に必要なサービス施設を誘導します。

また、生江浜から用之江の国道2号沿いは、雇用の場の確保と地域活性化を図るため、商業・業務・流通施設を誘導します。